

Ⅱ. 国土交通省、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会からお知らせ



媛 運 整 第 2 1 号
平成 3 1 年 4 月 1 5 日

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会会長 殿

四国運輸局愛媛運輸支局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
(依頼)

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。

このような中、平成 2 9 年には、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した者が不正改造ほう助の容疑で逮捕された事案や、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた者がシートベルト警報装置の不正改造の容疑で逮捕された事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、2 0 1 9 年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的不正改造車の排除のための諸活動に取り組むこととし、特に 6 月 1 日から 6 月 3 0 日までの 1 ヶ月間を強化月間として、不正改造車排除のため、なお一層強力な取り組みを行うこととしております。

つきましては、本運動の趣旨にご賛同のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

なお、別紙として広報資料を添付していますので、貴職の会報等への掲載方を併せてお願いします。

「不正改造は犯罪です！！」

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また、大型車の速度抑制装置（スピードリミッター）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

迷惑黒煙・不正改造車に関する情報提供は、下記までお寄せ下さい。
「迷惑黒煙・不正改造車情報提供窓口」089-956-1561
(国土交通省四国運輸局愛媛運輸局 検査・整備・保安部門)

「不正改造車を排除する運動」実施要領

2019年2月
国土交通省自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は、平成30年10月末現在で8,212万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は3,532人、負傷者数は52万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

さらに、我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況である。このような中、平成29年には、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した者が不正改造ほう助の容疑で逮捕された事案や、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた者がシートベルト警報装置の不正改造の容疑で逮捕された事案も発生しているところである。

このため、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体（別紙）で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

(SNS)等を活用した広報を実施する。特に、不正改造に対する認識が低い10～30代の世代に合うツールの製作、広報の実施に努める。

- ② 各地方運輸局又は各運輸支局等（自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）は、協議会構成団体の地方組織と連携し、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を活用して地域の実情や要請を考慮した広報を実施し、地域社会での認知度向上に努める。

また、街頭検査や地域イベント等のさまざまな機会を捉え、直接、自動車使用者に対する啓発を実施する。

- ③ 本省は、協議会の協力を得ながら、インターネットサイトによる自動車用品・部品の流通実態を踏まえ、不正改造を助長する自動車用品・部品が流通することがないように、インターネット運営業者に対する啓発活動を実施する。

(2) アンケート調査の実施

各地方運輸局又は各運輸支局等は、地域イベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造の認識に関するアンケート調査を実施する。

(3) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を行うとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けない工場等であることを宣言する等により、健全な事業経営に努める。

(4) 出前講座等の実施

各地方運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、不正改造に対する認識の浸透を図るための出前講座等を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の協力要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・犯罪となる」ことを、受講生に対し特に強力で指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口の設置・情報収集の充実

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等に、不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報を受ける「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（不正改造車・黒煙110番）を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車・迷惑黒煙に関する情報収集に努める。

また、不正改造車を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載するなど積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率向上に努める。

さらに、強化月間においては、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口の認知度向上のための広報活動をする。

- ② 各地方運輸局又は各運輸支局等は、街頭検査時、マスメディア、インターネットサイト、SNSや協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車・迷惑黒煙に関する情報収集に努める。

及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本運動終了後、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を活用した周知・啓発活動について、閲覧数や広告換算により実施する。
 - ② 不正改造の認識度について、アンケート調査、SNS等のコメント、街頭検査結果により実施する。
 - ③ 地域の事情等を考慮した運動内容について、協議会構成団体の地方組織と協議を図り実施する。
2. 本運動の関心度及び不正改造の認識度を分析できるよう、本運動で収集するデータ等を適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地域独自の強化月間及び実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、速やかに国土交通省自動車局に報告する。
2. 各地方運輸局及び協議会構成団体は、実施結果を取りまとめ、2020年5月末までに国土交通省自動車局に報告する。

令和元年5月29日
自動車局 整備課
環境政策課

違法マフラーなど不正改造車の排除を集中的に実施します。

～ 各地方運輸局で「不正改造車を排除する運動」強化月間が順次開始 ～

国土交通省では、安全を脅し環境悪化の要因となる不正改造車の排除に対する社会的気運の高まりから、各地方運輸局で『不正改造車を排除する運動』強化月間（6月：近畿・沖縄を除く運輸局、7月：近畿運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局）を定め、全国で163回以上の街頭検査を実施するなど、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、不正改造車のより一層の排除に向けた取り組みを集中的に実施します。

1. 全国で163回の街頭検査を計画

- 違法マフラーの装着、車体外にはみ出すタイヤの装着など悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を集中的に実施し、違反車両に対して整備命令を発令。

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



違法マフラー



タイヤはみ出し車両

2. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等により、マスメディア、インターネットサイト、SNS等を利用して、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙5）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示。
- 自動車整備士養成施設等への出前講座の実施。

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置。
- 寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用。

【問い合わせ先】 自動車局 整備課 児島・稲田

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42424）・03-5253-8599（直通）

環境政策課 高野・副島

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。

事務連絡
令和元年5月28日

各運輸支局首席陸運技術専門官 殿

自動車技術安全部整備・保安課長

保安基準適合証等の記載にかかる取扱いについて

5月1日に元号が改められたことに伴い、保安基準適合証及び保安基準適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）の様式を変更し、配付されると聞いているところ、変更後の適合証綴における保険期間欄の始期については、元号の印字が行われていないことから、下記のとおり取り扱うこととする。

記

適合証綴についてはワンライティング方式であるため、本来はボールペン等を用いて記載すべきところであるが、事業者の改元に伴う作業負担を考慮し保険期間欄の始期の元号については、ゴム印等により各葉ごとに押印しても差し支えないものとする。

なお、変更後の適合証綴については「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」（平成31年4月9日付け、四運技管第3号、四運技整第6号、四運技技第9号、四運技安第6号）による取扱いはできないことに留意すること。

以上

自動車検査証の記載内容の印字不具合について（お詫びとお願い）

【お詫び】

平素より当協会の軽自動車検査業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

今般、当協会において交付しました自動車検査証（車検証）の記載内容の一部について、システム不具合により文字の一部が正しく印字されない、不要な文字に置き換わって印字されるものがあることが判明いたしました。

このような事態となり自動車の使用者を始め関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

【ユーザー及び整備事業者の皆様へのお願い】

印字内容に不具合のある車検証につきましては、速やかに差し替えしていただく必要があります。お手元の車検証をご確認いただき、不具合があった場合には、お手数をお掛けいたしますが手続きを行った当協会事務所、又は下記までお問い合わせください。

また、車検証以外にも、検査記録事項等証明書や自動車検査証返納証明書等の記載内容にも不具合がある可能性がありますので、おそれいりますが記載内容をお確かめください。

【確認されている不具合事象】

- 使用者の氏名又は名称、住所、車両番号の一部が印字されていないもの

氏名又は名称：軽自車検査協会（正しい印字：軽自動車検査協会）

- 不要な文字に置き換わっているもの

自 動 車 検 査 
 西 暦 号 | 交 付 年 月 日 （正しい印字：証）

- 5月20日時点で不具合は5件（岡山、松本〔伊那〕、長野、山口及び京都）確認されています。

【不具合の可能性のある期間】

検査証の右上欄にある日付（別紙参照）が平成31年2月4日（月）～令和元年5月10日（金）までのもの

【印字不具合の原因】

原因については、システム開発委託先であるNTTデータに至急究明するよう依頼しているところですが、システムから送られた印字信号がプリンタで誤作動を起こしたことにより、出力された車検証に不具合が生じているものと推定されます。

今後、原因を早急に究明し、再発防止に努めて参りますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在は、印刷機を過去に使用していた信頼性のあるモードに切り替えるほか、複数者による厳格なチェックにより同種不具合のある検査証をユーザー等に交付することはありません。

<お問い合わせ>

軽自動車検査協会 情報管理課

東京都新宿区西新宿3-2-11

電話：03-5324-6611 (代表)

別紙

番号 00001

自動車検査証

令和 1年 5月 13日

軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	検査年月	自動車の種別	用途	車体の形状		
新宿 580 あ 1111	令和 1年 5月 13日	令和 1年 5月	軽自動車	乗用 自家用	ステーションワゴン [003]		
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	長さ	幅	高さ	
TEST-123456789	4人	—kg	850kg	1070mm	339mm	147mm 187mm	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	排気量	重量	型式指定番号	類別区分番号
ケイ [123]	TEST-TEST	T1	ガソリン	0.6			0001
使用者	氏名又は名称	軽自動車 太郎					
	住所	東京都新宿区西新宿3丁目2-11 [13004 1015]					
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ					
	住所	使用者住所に同じ					
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ					
有効期間の満了する日		【東京】新規検査 10年アール型軽自動車 平成10年度騒音規制値 近接騒音騒音規制値96dB マフラー加音規制適用車* 平成27年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了* 【自動車重量税額】 ¥2,500**					
令和 3年 5月 12日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

申請年月日はこちらをご確認ください。
(不具合の可能性のある期間)

みほん

OCR01-0001



令和元年5月30日

自動車重量税額の判定誤りについて（お詫びとお願い）

【お詫び】

平素より当協会の軽自動車検査業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。
今般、当協会の事務所等におきまして、平成26年8月から平成31年4月の間に継続検査等を受検した際に納付していただいた自動車重量税額に過不足があることが判明いたしました。

このような事態となり自動車の使用者をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

この事態を深刻に受け止め、再び同様な事案を発生させることのないよう、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

【該当する使用者の皆様へのお願い】

今後、対象車両の使用者の皆様には、上記自動車重量税額の過不足への対応につきまして当協会からダイレクトメールにより詳細をお知らせいたします。

なお、自動車重量税額が誤って記載されている車検証については、次回の継続検査（車検）等の際に正しい記載となり、自動車の運行に支障があるものではありません。

【事案の概要】

燃費性能に優れた自動車については、燃費性能に応じ自動車重量税を免税・減税する優遇制度（エコカー減税）が適用されることとなりますが、優遇制度に基づく一部の改造等がなされた自動車の自動車重量税額については、継続検査等の際に当協会の事務所職員が適用される優遇制度に鑑みエコカー減税の対象かどうかを判断して検査情報処理システムに入力すべきところ、一部の自動車で入力すべき情報を誤った又は入力を失念していたため、本来徴収すべき税額と異なる税額を徴収していたものです。

なお、事務所職員による誤った取扱いを防止するための本部からの指示も不十分でした。

【対象台数】

- ・自動車重量税の追徴が必要な自動車 47台
- ・自動車重量税の還付が必要な自動車 5台

＜お問い合わせ＞

軽自動車検査協会 経営企画部 調査対策課
東京都新宿区西新宿3-2-11
電話：03-6279-4007

Ⅲ. お知らせコーナー

— 振興会会費納入のお願い —

初夏の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年度振興会会費を下記の要領で納入していただきますよう宜しくお願いします。

記

自動振替の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額18,000円、後期金額18,000円）

2. 前期振替日

- 伊予銀行・愛媛銀行・郵便局扱い 7月5日（金）
- 上記以外の金融機関扱い 7月12日（金）

3. 後期振替日

- 伊予銀行・愛媛銀行・郵便局扱い 11月5日（火）
- 上記以外の金融機関扱い 11月12日（火）

※ 前期・後期とも上記振替日に引き落としさせていただきますので、指定口座の残高確認をお願いします。

自動振替以外の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額 18,000円、後期金額 18,000円）

2. 納入期日 前期分 6月末日 後期分 10月末日

3. 振込みを希望される方（振込手数料はご負担願います。）

- 伊予銀行 森松支店 普通 1193086
- 愛媛銀行 森松支店 普通 0603025
- 名義人 (一社)愛媛県自動車整備振興会 会長 日野利一

※ 上記の通り、事務局持参又は金融機関に振り込みをお願いします。

「会員名簿作成にあたり」

平成31年度会員名簿作成にあたり、変更等ございましたら下記に記入のうえ、7月31日(水)までに振興会宛にFAX(089-956-2188)にて返信していただきますようお願い申し上げます。
(ご連絡のない場合は、前回の内容のままで作成させていただきます。)

会員名簿変更内容			
事業場名称		認証番号	70-
代表者氏名			
〒	(-)	指定番号	四運指第 号
所在地			
T E L	— —	F A X	— —

FAX 089-956-2188

※運輸支局へ届出をしているものに限り変更いたします。

※変更等、届出をしていない事業場は、早急に届出をお願いいたします。

『職場体験学習』の受け入れにご協力ください

整備士不足が問題視される昨今、子供たちに自動車に興味を持ってもらい、その興味を持続させることが重要です。会員の皆様の事業場で整備士の仕事を体験してもらい、少しでも自動車に興味を持ってもらえるよう、自動車整備士が子供たちの進路の選択肢となるよう、『職場体験学習』の受け入れにご協力ください。

1. 受け入れが決まったら

振興会から、人数分の記念品をご用意いたしますので、実施予定日及び受け入れ人数のご報告をお願いいたします。

2. 職場体験学習が終わったら

○ 作業内容

実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。

○ 学生の感想など

体験してみた感想など、学生からの主な意見を記入してください。

○ 指導者の方から学生に一言！

指導された方から学生に贈る言葉があれば、ご記入ください。

また、作業中に撮影された写真がありましたら、情報誌やホームページで使用していいかご確認の上、振興会までお送りください。



職場体験受入計画書 兼 実施報告書

ブロック _____

事業場名 _____

1. 実施予定

実施予定日	令和 年 月 日 から
	令和 年 月 日 の 日間
依頼のあった学校名 及び受入人数	学校名 _____ 人

2. 実施結果

作業内容	(実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。)
学生の感想など	
指導者の方から学生に 一言！	

- 学校及び体験した生徒から、作業中の写真の公開をご了解いただいた場合は、振興会・指導課の下記メールアドレスまで、写真のご提供をお願いします。

写真の掲載可否	情 報 誌	ホームページ
	可 ・ 否	可 ・ 否

写真データの送信先：振興会・指導課 sidou@easpa.jp

(メールの件名を、『〇月〇日 職場体験』として送信してください。)

ご協力、ありがとうございました。

新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元（1）年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差し支えありません。

平成30年度(全国)版 「自動車整備白書」、「図で見る自動車整備白書」が 完成しました

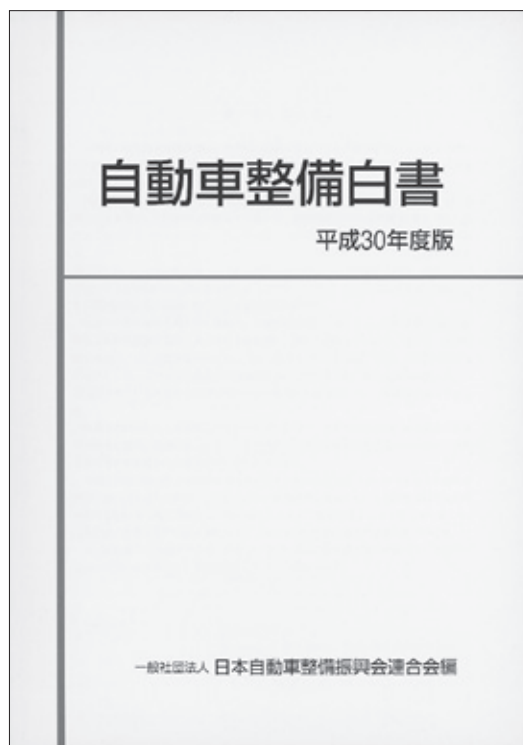
日整連が編集作成しました「自動車整備白書」、「図で見る自動車整備白書」が完成しましたので、お知らせいたします。

『自動車整備白書』

平成30年6月末時点における実態調査の結果に基づき、自動車分解整備業の現状について分析・解説しております。

A4判、87頁

定価：2,500円（税別）



『図で見る自動車整備白書』

「自動車整備白書」の要点を、図・表・グラフ中心に簡潔にまとめたカラー版ですので、事業者様にとって読みやすい内容となっております。

A5判、42頁

定価：200円（税別）



ご注文は、振興会⑥番窓口までお申し付けください。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、10件を掲載いたします。

Case 1 修理は終わったのに支払って貰えない

平成30年12月18日 大阪府 事業者

車名：トラック 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

1ヶ月ほど前、クラッチオーバーホールでトラックが入庫した。13万5千円の見積書を渡して完成時一括支払いとの約束で、承諾を貰って作業した。完成したので連絡したら、値引きの話と分割支払いにして欲しいとのこと。もう一度一括支払いでないと車を渡さないことを説明すると、その後連絡があり「従業員に金を持たせて取りに行かせる」と言われた。2度ほど従業員だという人が来て完成車に乗って帰ろうとしたが、支払いのことを聞くと「お金は預かっていない。修理ができたので、取りに行けと言われたので取りに来た」との説明だったので車は渡していない。修理依頼者にその都度連絡したが、「分割で支払いたいと言ったやろ。わしのことが信用できないのか！」と怒鳴りだして話にならず電話を切られた。その後、何度電話しても全く出てくれず、1ヶ月経過した。駐車スペースも困るし、お金も支払って貰えないし、困って振興会に相談の電話をした。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した後、車と整備依頼者の情報が少なかったので詳しく聞くと、車はレンタカーの2トンダンプで、依頼者は家屋の解体業の代表者で、初取引とのこと。見積りを出して支払いの約束をして

承諾を貰って作業をしたのならば、依頼者に約束通り支払って貰うしかないと思う。ただし、レンタカーの修理依頼を使用者から直接受けるものなのかと思い、「車の所有者であるレンタカー会社に作業の承諾なりを貰ってから作業はしなくてよかったですか」と聞くと、「前にも使用者からの依頼で、使用者支払いで作業をしたことがあったので、何も考えずに修理を受けました」と言う。「もしレンタカー会社が知ったら、『第三者が何で勝手に当社の車を触るんや！』と言われ、訴えられることになります。普通は所有者の承諾を貰ってから修理します。たとえ使用者がお金を払うと言っても、勝手に触ったら具合が悪いのですか。板金ならば、『証拠隠滅の片棒をかついだ』と言われかねないと思います」と伝えたところ、相談者は一旦電話を置いた。再度、相談者から入電。「車検書の名義はY社だが、車両にはSレンタカーと書いてあるので調べたら、K店から借りていることが分かった。その店舗からの連絡待ちです。うまくいけばレンタカー会社から支払いをして貰えるかも」ということで、相談保留で連絡待ちということになった。

※初回の電話を切ってから、市の消費者センターに問い合わせをした。「整備を口約束なりしたことで、車の名義はどうあれ『契約した』ことになるので支払う義務があります。もし分割になるのなら法的な書類を作成してください。未払い時に法的処理する時に証拠として出せます」とのこと。法的に処理するなら、弁護士などに依頼すれば料金が発生することを考えると売掛金より高くなるのでは？と思った。

Case 2 オープンカーの幌に様々な整備不良が見つかった

平成30年12月20日 福岡県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成14年

走行距離：不明

【相談】

<経緯>

9月20日、オープンカーの幌が破けてしまったので、工場に持ち込んだ。整備完了後に以下の問題点が見つかった。

- 屋根（幌）がずれていて、若干サイズが小さくなっている。
- 雨漏りがひどい。
- 幌が完全に閉まらず、チェックランプがついている。
- 整備時に無理に閉めてしまったらしく、プラスチックの部品が破損し、接着剤で仮止めしている状態。（このプラスチック部品は現状国内にはなく、本国のメーカーに相談中とのこと）

<内容>

車持ち込み時には、「自社で整備はできます」との回答だったが、整備完了後に上記問題点が見つかり工場に問い合わせたところ、「自社ではこれ以上の整備はできない」との回答だった。しかしながら、雨漏りが特にひどいため再度整備を要望するも、「ディーラーに持って行ってくれ」の一点張りでも何も対応してくれなかったとのこと。さらに、保険を使って料金を受け取っている形にも不満があるようで、結局整備ができなかったのだから料金は返して欲しいとの相談。

【対応】

話が平行線になるようであれば、弁護士をたてて両方で話し合っただけで済ませようをお願いをした。

工場とディーラーの見解を聞こうとするも、相談者側で原因追及してあるので、電話はしないでくれとのことだった。

<12月25日 追記>

両方で話し合いをしたところ、今回の整備料金につ

いては全額返金され他の工場で整備して貰う形で話をしたようだが、相談者は納得がいかない様子で今後は弁護士をたてていくつもりとの内容で相談は終わった。また、最終的に工場に話を聞くと、今回のプラスチックの部品については、もうすでに半壊している状態で整備の為に動かさざるを得なかったため、やむを得ず許可を取り交換をした方がいい旨説明をしたが、拒否されそのままの状態となっていたとのことだった。両方で、説明があったかどうかの当時の見解が食い違っていた。

Case 3 見積り料を支払わないと車は渡せないと言われた

平成30年12月25日 香川県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

12月1日に過失割合100：0の追突事故に遭い、加害者側の保険会社指定の板金工場（当会会員）へ修理を依頼した。修理費用が177万円で保険金が全損扱いで122万円しか出ないと言われたので、知り合いの板金工場に修理を依頼したいと申し出ると、見積り料として修理代金の1割（17万円）出さないと車を渡せないと言われた。最初に見積り料の説明を受けていないのに支払わなければならないのか。

【対応】

相談者が会員工場へ修理を依頼した時点で請負契約が成立していることから、一方的に契約を解除するのは難しいのではないかと考えられる。契約を解除するのであれば、相応の対価が必要と思われる。見積り料の説明がなかったとしても見積りが修理作業の一部と考えられるため、修理代の1割が妥当かどうかは疑問に思うが、当会から「いくらで」と交渉することはできないので支払う必要があるのではないかと考えられる。どうしても知り合いの板金工場に出したいと言うのであれば、保険会社と話し合ってみてはどうか、と説明した。

Case 4 車検後3週間でバッテリーが上がった

平成30年12月26日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明

走行距離：41,000km

【相談】

今年の10月に5年目の車検整備を購入先のディーラーに入庫した。納車後3週間ほど経った11月の初め頃に12Vバッテリーが上がってしまった。バッテリーは自分で今年の2月に上級なバッテリーにカー用品量販店で交換していた。担当のセールスに電話した時「点検しましょう」と言われたが、急いでいたのでJAFにエンジンを掛けて貰った。「少し走ると充電されます」とJAFの方に言われたので、いつもより長く乗っていた。担当セールスにも今のところは再始動もできる状態であることを報告した。12月23日、再びエンジンが掛からなくなり担当セールスに電話して取りに来て貰った。持ち帰って点検してもらったところ、「漏電しているが、どこからなのかが分からない。お手上げです。本日年内の最終営業日なので、お車をお返しに上がります」と連絡が入った。原因不明で修理も済んでないのに不安な状態の車を納車して貰っても置いておくしかない。「ディーラーの対応はおかしいと思う。新車からバッテリーは上がったことがなかったし、バッテリーを交換してからも何事もなかったのに、車検整備をしてからこんな目に遭っているのでディーラーで何か作業ミスをしたに決まっている。振興会からきつく注意して貰いたい」とのこと。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、ディーラーに電話することを承諾頂いた。次いで、「漏電が原因だと分かっているのに漏電箇所がわからない、お手上げで調べられない内容を詳しく教えてください」と質問した。「自分で、市販の盗難防止器やオーディオを業者に付けて貰ったものも点検するので『外す』と言われたが、断った。その業者にバッテリー上がりのことを相談したが、『車検まで何ともなかったのだから、車検の作業中に

何かがあったに決まっている。当社で取り付けた物でそういった苦情は聞いたことがない』と言われ、ディーラーのミスだと確信した」との説明だった。「こちらからディーラーに電話しますが、よく話し合ってください」と伝えて電話を切った。ディーラーの工場長に電話対応していただいた。「大筋はお客様の言うとおりですが、12月23日の引き取りに店長と行った時に、『車検の時のミス認めたら車を預ける』とインターホン越しの言葉で顔も見せてくれず最終的には追い返されました。もう一度戻ってから電話で交渉して何とか再訪問して預からせて貰いましたが、暗電流が高かったのでお客様が付けたセキュリティーとかオーディオその他多くの用品の配線を外したいのですが許可して貰えず、点検することができませんでした。お客様はこの車をすでに転売手続きをされており、買い取った業者に引き渡すように言われています。買い取り業者も不安なので来年改めて再入庫してくれます。その時にはオーディオ、セキュリティーなど用品の配線を外すことも許可を頂いています。今回の車検後すぐにメンテナンスパックの解約の話が出ており、お客様負担の手数料が発生することでセールスともめていた矢先のバッテリー上がりだったので、車を手放すことは車検後に考えていたのだと思います。本部も巻き込んで対応しています。お客様とはまだ何度かお会いしますので、よくお話をさせていただきます」とのことで話を終えた。

Case 5 購入後半月でブレーキキャリパーが外れた

平成31年1月7日 大阪府 女性

車名：不明 登録年月：平成30年12月

走行距離：不明

【相談】

昨年12月13日に車検受け渡しで購入した中古車についての相談。今年の1月2日、走行中に右前からの異音のあとブレーキが効かなくなり何とか衝突すること

なく停止させた。レッカーで購入先の中古車販売店に持って行き点検して貰うと右前のブレーキキャリパーの取付ボルトが欠落しており、店の代表者が「車検の時のキャリパーの締め付け忘れて抜け落ちたとしか考えられない。申し訳ない」と説明してくれた。代表者は「修理させて欲しい」と言うが、そのまま高速道路を使って長距離ドライブに行こうとしていたので、高速道路で同じことになっていたらと考えるともうこの車には乗ることができない。車検整備は外注で、指定工場の番号が検査証に書いてあった。車は現在そのままの状態で購入先に置いている。車検受けまでしてから納車して貰ったのに、こんなことになるなら解約（車を返品し全額返金）して欲しいと思っている。消費者センターに相談したら、「自動車のことは整備振興会に電話してください」と言われたので電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。中古車販売店は振興会の会員ではないこと、相談者が「解約」を希望されていることから、振興会としては解約の手助けをしてあげられないことを説明し、中販連の電話番号を伝えて「購入先の代表者とよく話し合ってください」と言って相談を終えた。

Case 6 見積りを依頼しただけで料金を請求されるのか

平成31年1月8日 福岡県 女性

車名：輸入車 登録年月：平成23年

走行距離：不明

【相談】

<経緯>

相談者は事故修理を行うために、工場に見積りを依頼。

<内容>

金額が高額のため修理を行わなかったが、見積り金額の20%の請求をされた。修理を行っていないのに見

積りを依頼しただけで料金を請求されるのか、との問い合わせ。なお、事故のため、保険会社から見積り金額の現金が支払われている。

【対応】

見積りの段階で、見積り費用の説明があったか確認が必要。修理を行う場合は事業場によって見積り金額の請求は行わないこともあること、及び見積書を作成するに当たり費用は発生する旨を説明。ユーザーが保険会社から見積り金額で保険料が支払われているので、保険金の現金取得を考えていることもあるのではないか。保険金が支払われることは通常修理が完了した場合、事業場への支払いとなることが多い旨説明。金額が高いかどうかについては、当事者同士での話し合いを勧めた。

Case 7 車両の交換を要求したい

平成31年1月17日 山形県 女性

車名：不明 登録年月：平成30年

走行距離：不明

【相談】

新車で購入して1年程度で突然エンジンが掛からなくなった。購入したディーラーの整備工場で診断して貰ったところ、燃料噴射インジェクターが不良であるとのことであった。保証期間内であるため無償修理で対応してくれるようであるが、修理して直ったとしてもこれから長く使用するに不安である。また、このようなエンジンの品質に不安要因があるような車両には乗りたくないで車両の交換を申し立てようと思っているが、要求することについては問題ないか。

【対応】

当該車両を購入した自動車販売店の具体的な情報が得られなかったため、一般的な話として以下の助言を行った。

- 自動車は他の物品に比べ高額であるため、品質的な

不具合があった場合、購入者の受ける不満足不愉快の度合いが高くなる傾向があるが、「新車なのに不具合が発生した」、「今後の使用が不安である」等の理由があるからといって、自動車販売店が直ちに車両交換に応じることはほぼあり得ないと思う。一方、ただ直せばいいというものでもないと思われる。車両の交換に関しては明確な基準がないために、社会通念として、購入者の要求が過剰とならないよう、また、販売店が自己の権利を不当に主張することのないよう、妥当な話し合いをもっていただくことが望ましいのではないかと思う。

Case 8 ディーラーで板金修理してから雨漏りするようになった

平成31年1月22日 大阪府 女性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

昨年9月に台風被害に遭い、車両保険を使ってディーラーで修理して貰った。修理代は130万円ほどで、12月末に完成して戻ってきた。その後、最近まで雨降りの時には乗っていなかったが、先日の雨の日に使用するとダッシュの上に右から左から雨漏りがしてきた。カップホルダーに水が溜まる位の勢いで純正のフロアマットも前席左右共にビショビショになり、電気製品に雨水が入って燃えたら恐いのでJAFに来て貰った。隊員が、「セキュリティも誤作動して警報が鳴りっぱなしなので、このままディーラーに持って行った方がいい」と言うので、そのまま持ち込んだ。ディーラーで点検して貰ったら、板金の時の作業ミスでフロントガラスの上部分の接着が不十分で隙間が空いている所からの浸入であることがわかり、「もう一度修理のやり直しをさせて欲しい」とのこと。ショールームのテーブルに座らされ黒っぽい背広を着た4人に囲まれ、気持ち的には恐かった。「修理はちゃんとさせて貰いますが、お客様の付けているナビゲーショ

ン、スピードレーダー、セキュリティー、リヤモニターとその他の純正品以外の用品に関しては責任が持てません」と修理の専門用語で説明されたが、全く理解できていないのに承諾させようとしたので、「作業ミスの雨漏りが原因なのに、こちらで付けたオーディオは知らないなんて話にならない」とそのまま預けて帰った。今後どのように交渉したらよいか不安になり、振興会に相談の電話をした。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、「ディーラーにこちらから電話しましょうか」と聞いたところ、「話が始まったばかりなので、今は電話して貰わなくても結構です」とのこと。話を続け、「修理後に雨漏りが発生したのだから、お客様が聞いたように修理ミスをしたディーラーの責任です。お客様が取り付けしたオーディオ等その他の物もディーラーが責任を持たないといけません。お客様が取り付けして貰った業者に現状の見積りを依頼してはどうですか。それと、足元のジュタンや天井の内張などもよく点検して貰わないと後々シミが出ることもあるので、よくディーラーと話し合ってください。専門用語が分からなければ理解できるまで聞いてください」と伝えた。相談者は、「ディーラーの対応を見て、また振興会に電話します」と言って、電話を切った。

Case 9 車検後30km走行でクラッチ付近から煙が出た

平成31年1月25日 大阪府 男性

車名：不明 登録年月：不明

走行距離：8,000km

【相談】

平成30年9月初めにディーラーに車検を依頼した。平成28年の車検の時に整備士からクラッチの具合が悪いと言われ全てのクラッチ部品の交換をして貰ったので、念のため今回も重点的にクラッチをチェックして

貰うようお願いした。9月17日、走行中にクラッチ付近から煙が出て走行不能になり、レッカーで車検をしたディーラーまで運んで貰った。整備士に見て貰うと、「クラッチ板がすり減って滑っています。運転の仕方が悪かったようなので有料です」と言われました。新車から今までずっと乗ってきたのに、車検から3回乗って30kmしか走ってないのに、クラッチは滑るものなのか。これからディーラーと話をする上で、クラッチの構成部品と構造が分からないので教えて貰いたくて振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明し、2年前にクラッチの部品を交換した時の不具合内容や部品名称を聞いた。「滑っていた」、「部品の名前は知らない」とのことなので、半クラッチなど滑りの原因となる操作と構造的な説明をし、更に「クラッチペダルに足を置く癖があるなどでクラッチが焼けて滑ってしまうこともあります」と説明すると納得したのか、「これからディーラーの対応を見て、振興会にまた電話するかもしれませんが、その時にはよろしく申し上げます」と言って、電話を切った。

Case 10 検査付きで購入した車に複数の不具合があった

平成31年2月15日 和歌山県 女性

車名：軽自動車 登録年月：平成19年

走行距離：70,000km

【相談】

平成30年5月、中古車買取チェーンW店（認証なし）で軽自動車を2年検査付きで購入。相談者曰く、「購入時より緩衝装置の不具合で乗心地が悪かった」とのこと。本日（平成31年2月15日）、行きつけの自動車整備工場K店へ持ち込み見て貰ったところ、複数の不具合（オイル漏れ、ブーツ破れ、コイル壊れ、アッパーマウント壊れ）を指摘された。検査付きで購入した車両なのにおかしいのでは？との苦情電話であった。

【対応】

相談窓口として、販売店は当会会員でもなく認証工場でもないことから、点検整備記録簿を確認していただくようお願いした。後刻、記録簿写しがメール転送され内容を見ると、購入時の5月ではなく9月の点検実施日となっており、当会会員（I認証工場）で検査受をしていることが判明。2月18日、相談者へ架電。以下の内容を説明した後に質問し、回答を得た。

＜説明＞点検整備（分解）記録簿を見る限り、何ら不自然な点はない。交換部品はボールジョイントブーツとタイロットエンドブーツ、ヘッドライト（左）アッセンブリーだが、エンジンオイル量等も全て点検しており異常はない。

＜質問＞

①検査は車両購入から4ヶ月経過後か？

→はい、購入時車検期間残存していたため。

②オイル漏れは、どの箇所から？

→エンジンオイルがかなり漏れており、焼き付く寸前。

以下の③～⑥については、相談者は本日行きつけの工場へ行くので確認し、連絡をくれるとのこと。

③エンジンオイルの漏れていた箇所は？

④ブーツはどの箇所か？ドライブシャフトブーツか？

⑤コイル壊れとはイグニッションコイルか？コイルスプリングか？

⑥アッパーマウントショック壊れとはゴム部か？

相談窓口担当者とI認証工場とは親しい仲にあるため確認したところ、「中古車買取チェーン店から昨年9月に車検整備の依頼を受けたが、とにかく安く仕上げたいとの要望であった」とのこと。そこで、「破損している左ヘッドライト交換、ボールジョイントブーツとタイロットエンドブーツを交換し、ギリギリの条件で持ち込み車検を行った」とのこと。また、「入庫時は一見し、軽い事故車両の模様であった。かなり酷使された車両のようだが、販売時、ユーザーにどのような説明をしているかは知る由もない」とのこと。以後、相談者より連絡はなく、相談終了とした。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	しい	企業	年金	制度				
	を	ご	提案	いた	しま	す		

Point

1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

3 給付の安全性について

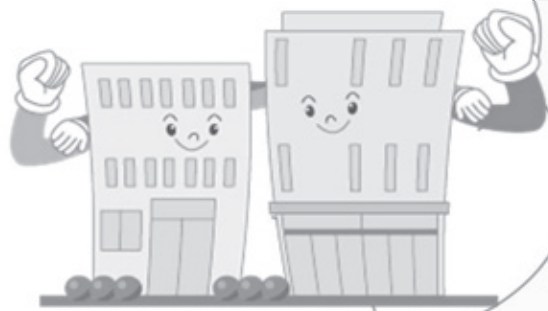
- ▶ 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

日本-年-201705-170-0100-C

四国自動車企業年金基金の特徴について

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリットが得られ、諸コストの削減が図れます。**



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立が可能となります。**また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や優秀人材の確保及び定着化がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額額の2%（給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員の負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合0.25%。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、0%～3%の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、0%～3%の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年1.25%）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



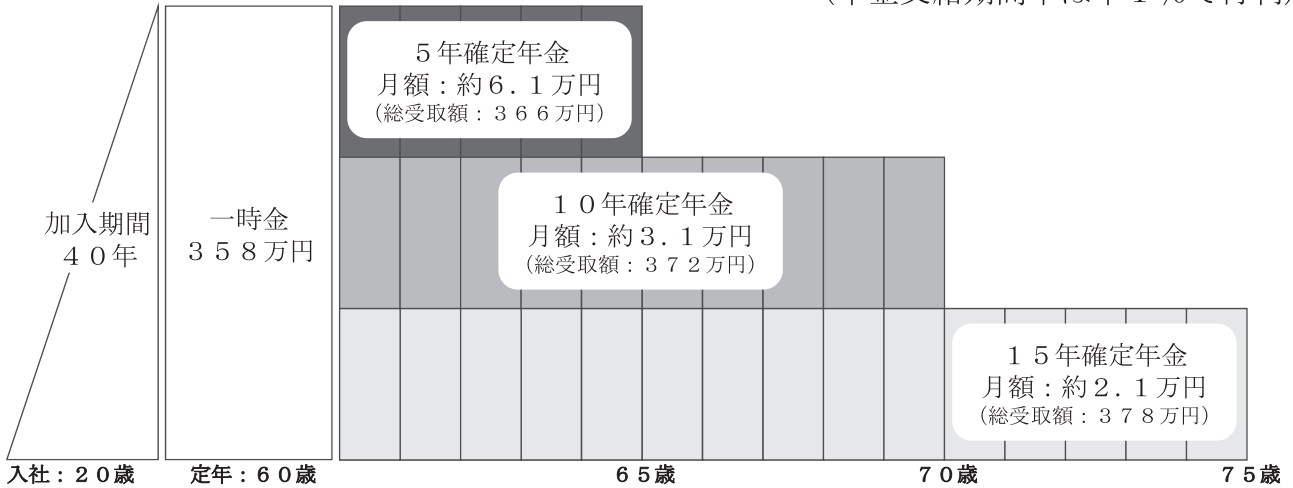
加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
 - 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- (年金支給期間中は年1%で付利)



(2) 受取額の試算

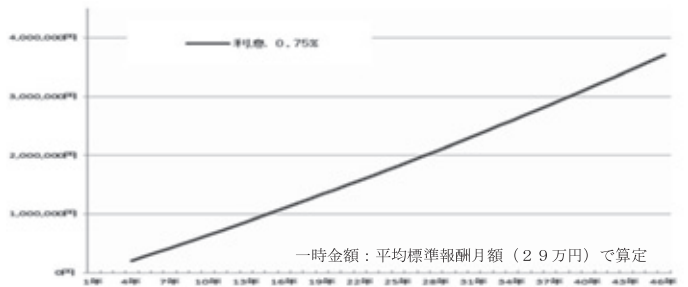
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金 ^{※1}	年金(月額) ^{※2}
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

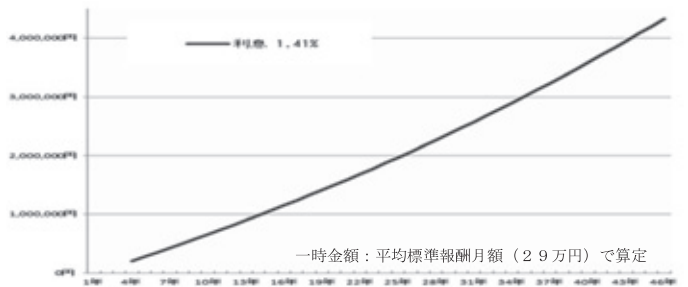


ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金 ^{※1}	年金(月額) ^{※2}
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

資産運用について

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度**です。
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

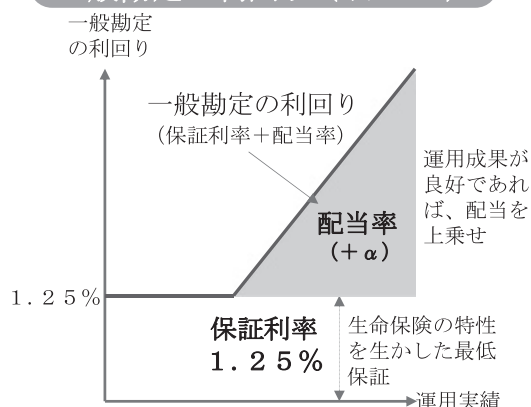
(1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※ ₁
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※ ₂

※₁ 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※₂ 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

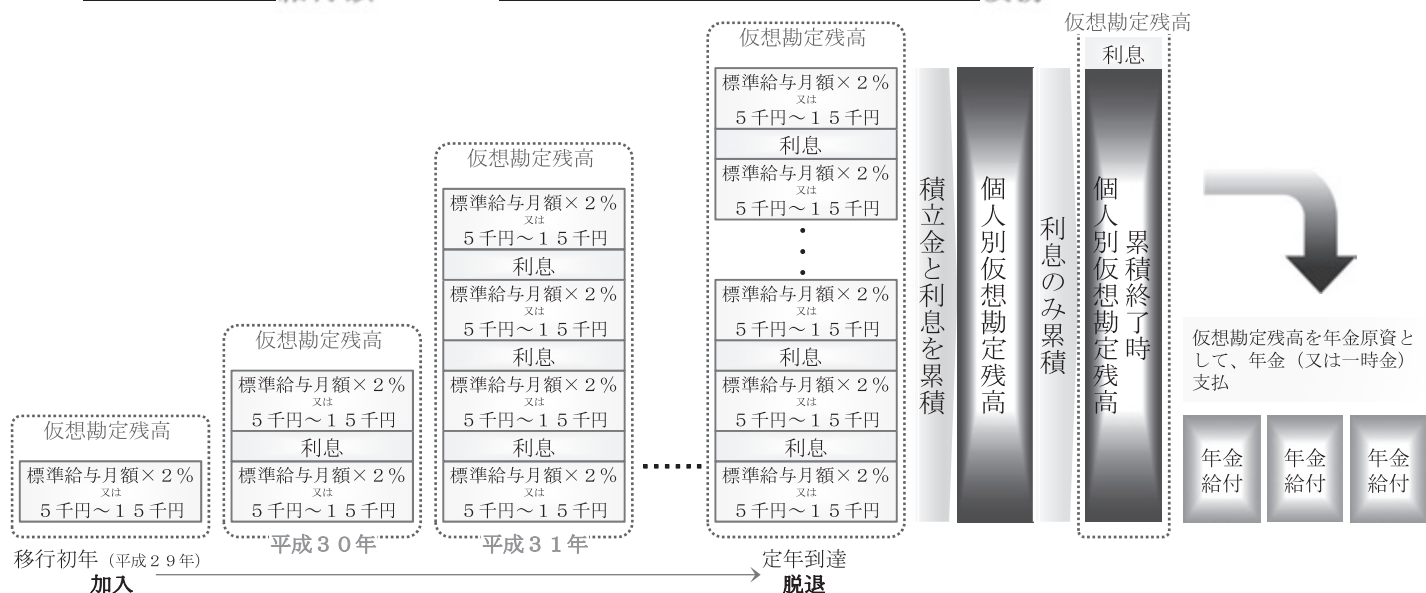
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

(2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- ▶ **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- ▶ 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中
 <再評価率：運用利回り>

受給待期中
 <繰下利率：運用利回り>

受給中
 <給付利率：1%固定>

加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- ▶ **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」、定額ならば一律790円で計算し、全額事業主のご負担となります。
 事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- ▶ 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-1113

愛媛県松山市森松町1075番地2

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



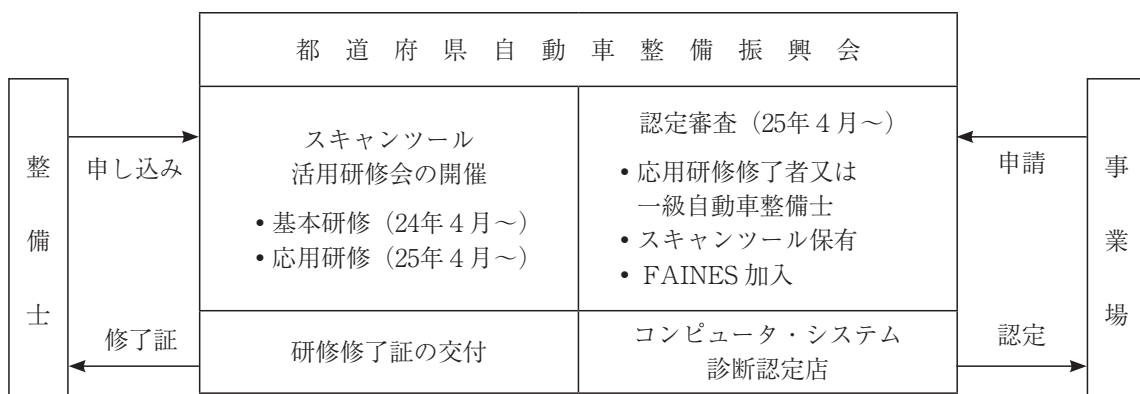
看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
 - ② スキャンツールを保有していること。
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
 - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
 - ④ 振興会会員であること。
 - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 令和 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



IV. 整備技術 関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「古典的な点検だが知っていれば役に立つ」

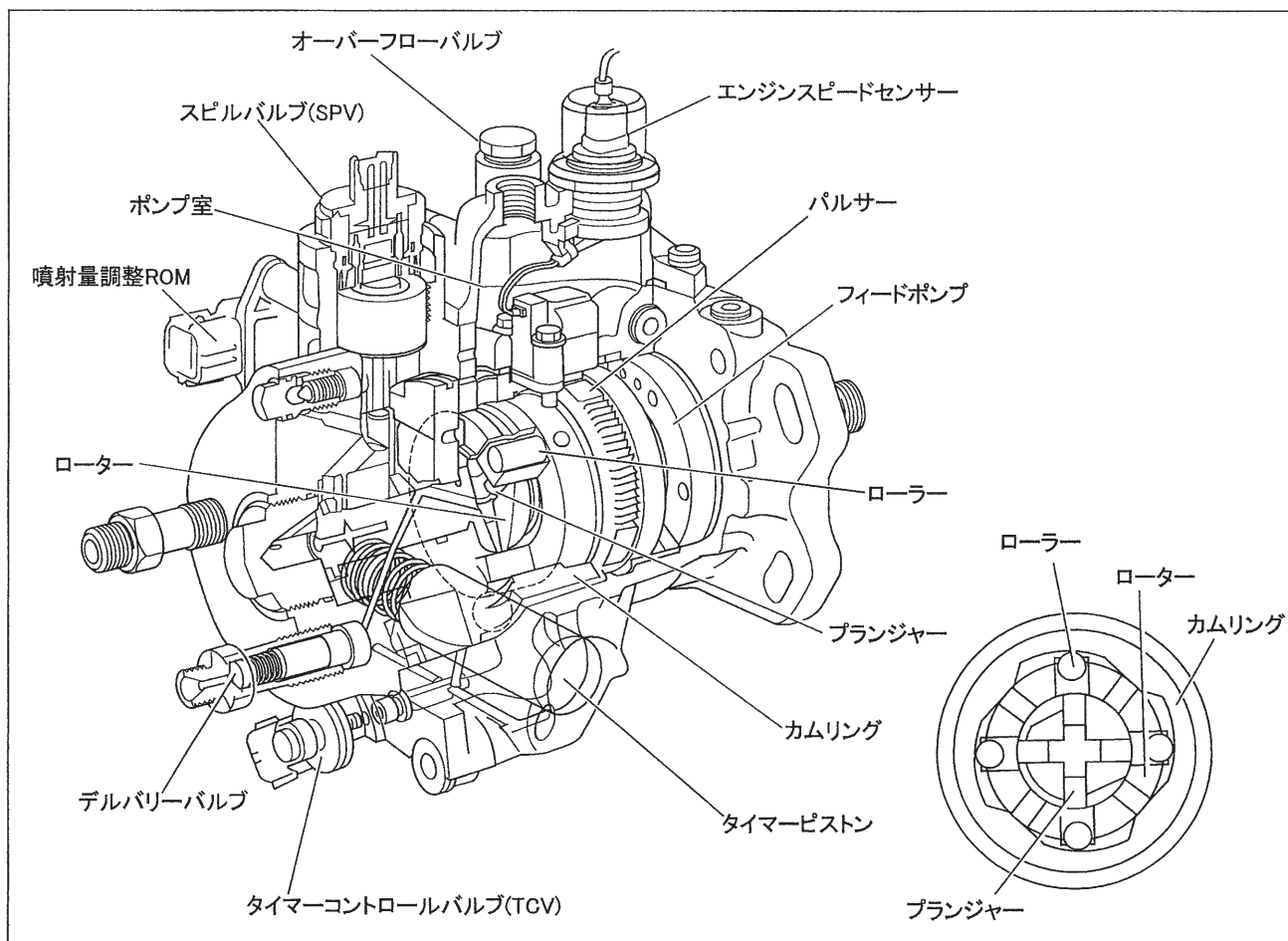
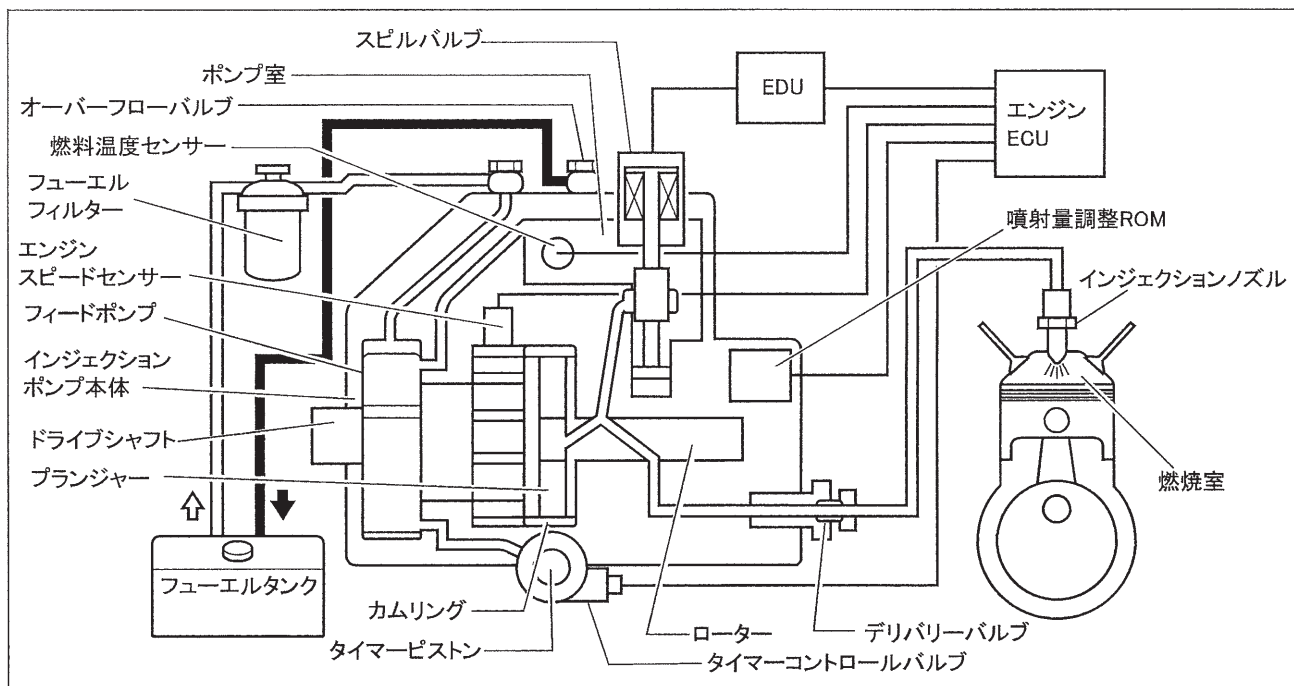
平成15年式、三菱ふそう キャンター
(車両型式KK-FE71EBD、エンジン型式
4M51、走行距離116,000Km)で時々エン
ジンが始動しない事があるという相談を
受けた。

詳しく状況を聞くと、エンジンを止め
て少し時間を置くとクランキングはできるが初爆がなくエンジンが始動できない事があり、
何度かイグニション・キーをON⇔OFFすると始動できる。また、エンジン始動後の不調
などは感じられず走行に支障はないとのこと。

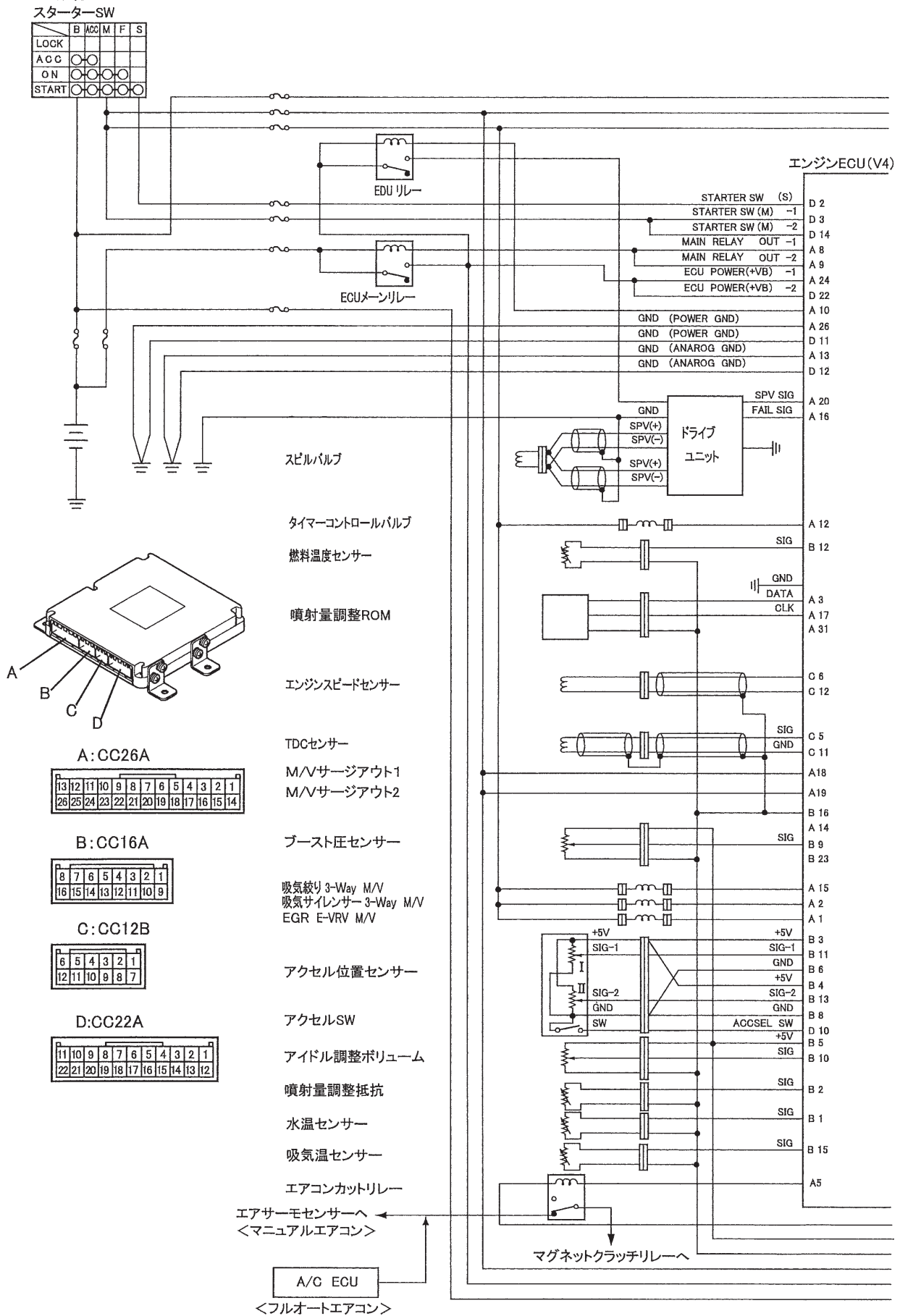
不具合発生時に燃料が出ているかを確認するため、古典的な方法ではあるがインジェク
ション・パイプを緩めてクランキングすると燃料が出なかった。サービスマニュアルを確認
すると、この車両は電子制御式燃料噴射ポンプが採用されており、ポンプに取付けられ
た電磁スปีルバルブを開閉することで燃料噴射量を制御している。電磁スปีルバルブの点
検を実施すると、単体の抵抗値は正常だったがクランキング時に電圧がかかっていない事
がわかった。回路図を確認すると、電磁スปีルバルブの電源はドライブユニットから供給
されている事がわかったため、不具合発生時にユニットの電源とアースを確認すると電源
がきていなかった。ユニットに電源を供給しているEDUリレーを別のリレーと入れ替えて
みると、不具合が発生しなくなったため、EDUリレー不良と判断し新品と交換すると正常
となった。

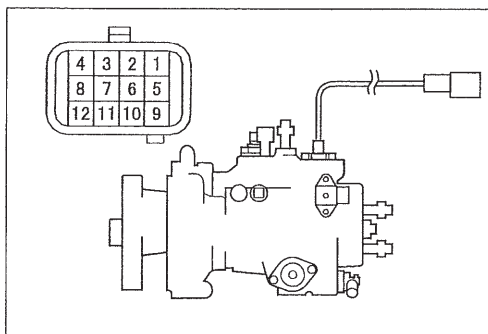
今回のトラブルは、イグニション・スイッチ不良と考えることもできるので、スイッチ
の点検を進めていくと結果として遠回りするところであったが、燃料が出ているかの確認
を行えたことでスムーズな故障診断を行えたと思う。最近のディーゼル車では、ほとんど
がコモンレール式燃料噴射装置を採用しているため、今回の様なインジェクション・パイ
プを緩める点検は実施できないが、燃料噴射ポンプ方式の車両もまだまだ見受けられるの
で、燃料噴射ポンプ方式のディーゼル車で、エンジンが始動しない場合は今回の点検を実
施してほしい。また、工場とのやり取りの中で、「走行距離が少なくてもエンジンの始動⇔
停止が多い車両ではリレーの早期不良が起こるのでは」との意見もありましたので今後の
参考にしていただきたい。





3. ECU 結線図





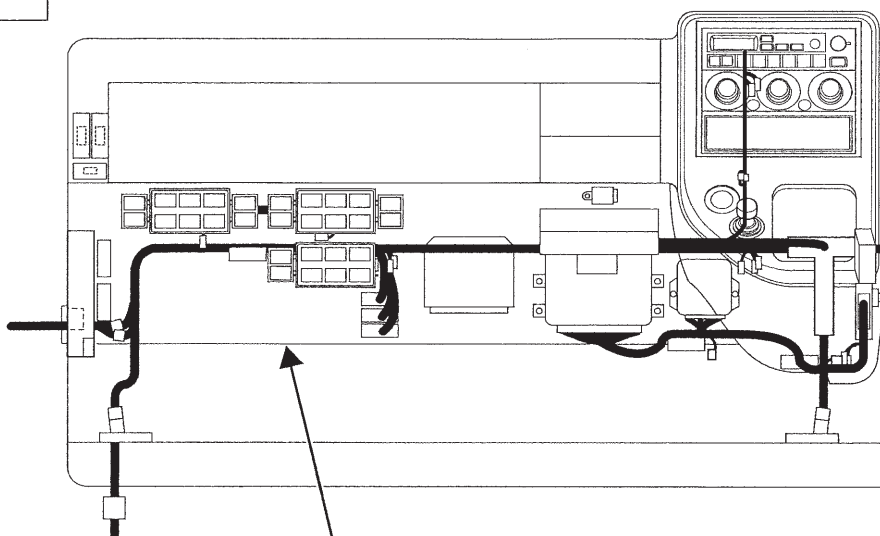
#536 スピルバルブの点検

- 端子 1-2 と 5-6 間の抵抗値を測定する。

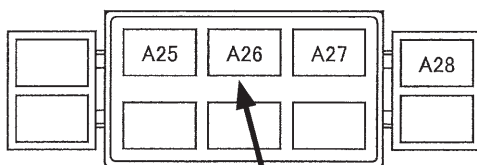
基準値(20°C時)	1.5±0.5 Ω
------------	-----------

- 測定値が基準値を外れる場合はスピルバルブを交換する。なお、交換はデンソーサービスステーションに作業を依頼する。

A25～30

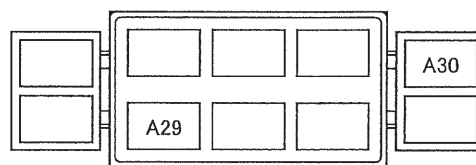


<リレーボックス2>



不具合部品

<リレーボックス1>



<リレーボックス3>

欠番は該当部品なし

- A25 マグネットクラッチカトリレー<4M5>
- A26 EDUリレー<4M5>
- A27 ECUメインリレー
- A28 エキブレカトリレー<A/T>
- A29 セーフティリレー
- A30 ABSエキブレカトリレー

街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 令和元年5月14日（火） 13時30分～15時30分
実施場所 今治市菊間町佐方 国道196号 佐方バス停付近
協力支部 今治支部
出勤人数 国土交通省2名、警察2名、自動車機構1名、振興会会員8名
振興会事務局1名

合計出勤人数 14名

検査車両数 106台
不良車両数 2台 ……………不良車両数の割合1.9%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 15件…………未実施車両数の割合14.2%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 保安装置 1件
- 電気・灯火類 1件

※合計不良箇所件数 2件



令和元年度 検査台数報告

(平成31年4月分)

登録自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	508	590	14,740	2,208	15,248	2,798	15,248	2,798
対前年同月比	112.1%	93.4%	113.6%	114.0%	113.5%	109.0%	113.5%	109.0%
前年同月	453	632	12,976	1,936	13,429	2,568	13,429	2,568

軽自動車

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	841	518	13,643	2,868	14,484	3,386	14,484	3,386
対前年同月比	109.8%	105.1%	115.2%	106.7%	114.9%	106.4%	114.9%	106.4%
前年同月	766	493	11,841	2,689	12,607	3,182	12,607	3,182

登録車・軽

平成31年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	1,349	1,108	28,383	5,076	29,732	6,184	29,732	6,184
対前年同月比	110.7%	98.5%	114.4%	109.8%	114.2%	107.5%	114.2%	107.5%
前年同月	1,219	1,125	24,817	4,625	26,036	5,750	26,036	5,750

平成31年4月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	314,697	402,309	490,107	253,856	1,460,969			
	前月 末 車 両 数	313,916	401,896	488,815	253,004	1,457,631			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	2,335	3,136	3,510	2,011	10,992
				当 月	1,381	1,728	2,145	1,071	6,325
				前月比	59.1	55.1	61.1	53.3	57.5
		中 古	前 月	607	848	864	415	2,734	
			当 月	508	743	789	364	2,404	
			前月比	83.7	87.6	91.3	87.7	87.9	
		計	前 月	2,942	3,984	4,374	2,426	13,726	
			当 月	1,889	2,471	2,934	1,435	8,729	
			前月比	64.2	62.0	67.1	59.2	63.6	
	抹 消 登 録	1,564	1,908	2,420	1,000	6,892			
	管 轄 変 更 (入)	672	1,181	1,330	424	3,607			
	管 轄 変 更 (出)	825	1,407	1,426	809	4,467			
	小 型 二 輪 車 増 減	130	112	145	78	465			
当 月 末 車 両 数	314,218	402,345	489,378	253,132	1,459,073				
対 前 年 同 月 比	99.8	100.0	99.9	99.7	99.9				
対 前 月 比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	307,756	385,961	531,559	310,681	1,535,957			
	前月 末 車 両 数	307,281	387,110	532,708	309,912	1,537,011			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,693	2,494	3,175	1,828	9,190
				当 月	1,266	1,764	2,076	1,346	6,452
				前月比	74.8	70.7	65.4	73.6	70.2
		中 古	前 月	450	635	769	539	2,393	
			当 月	950	950	1,359	954	4,213	
			前月比	211.1	149.6	176.7	177.0	176.1	
		計	前 月	2,143	3,129	3,944	2,367	11,583	
			当 月	2,216	2,714	3,435	2,300	10,665	
			前月比	103.4	86.7	87.1	97.2	92.1	
	検 査 証 返 納	952	1,227	1,448	877	4,504			
	転 入 ・ 転 出	77	-68	109	-105	13			
	軽 二 輪 車 増 減	97	132	181	130	540			
	当 月 末 車 両 数	308,719	388,661	534,985	311,360	1,543,725			
対 前 年 同 月 比	100.3	100.7	100.6	100.2	100.5				
対 前 月 比	100.5	100.4	100.4	100.5	100.4				
総 合 計	前年同月末車両数	622,453	788,270	1,021,666	564,537	2,996,926			
	前月 末 車 両 数	621,197	789,006	1,021,523	562,916	2,994,642			
	当 月 末 車 両 数	622,937	791,006	1,024,363	564,492	3,002,798			
	対 前 年 同 月 比	100.08	100.35	100.26	99.99	100.20			
	対 前 月 比	100.28	100.25	100.28	100.28	100.27			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している